



神奈川労働局発表  
平成 26 年 9 月 29 日

照 会 先	<照会先>
	神奈川労働局労働基準部監督課長 池内 伸好
	同 主任監察監督官 古屋 強
	TEL : 045-211-7351
	神奈川労働局労働基準部安全課長 酒井 康之
	TEL : 045-211-7352

## 建築工事現場の墜落・転落による死亡災害多発を受け、 労働基準監督官による県内一斉監督等を実施

神奈川労働局（局長 水野 知親）では、本年 8 月の「建築工事における墜落・転落災害防止強化月間」の取組の一環として、県内 12 労働基準監督署の労働基準監督官等が、県下 177 の建設工事現場に対して、抜き打ちにより、監督指導等を実施した。

神奈川労働局としては、各労働基準監督署とともに、建設業労働災害防止協神奈川支部と連携を図り、引き続き、建設業における労働災害の防止に向けた取組を強化していくこととしている。

### 神奈川労働局建設工事現場一斉監督 監督指導実施結果 概要

1. 対 象 神奈川労働局管内の建設工事現場 177 現場

#### 2. 実施結果

・ 夏季に、県内 177 箇所の建設工事現場に対し、抜き打ちによる、監督指導を実施した結果、半数以上の 99 現場（55.9%）で労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。

・ 主な違反事項は、

① 元請事業者の安全衛生管理面に関する違反が 82 現場となっており、法違反が認められた現場の大半となっている。また、作業停止命令等（※）の行政処分を行った現場は 21 現場であった。

② 墜落・転落防止の措置が講じられていないものは 56 現場で、全体の 1/3 に上っている。

※ 作業停止命令等

労働災害を生じさせる危険性が高い機械・設備や有害物の使用について、その作業場所への立入や使用を禁止するために行う行政処分（労働安全衛生法第 98 条など）

[表1]

	平成25年	平成26年	増減比
	1月～7月	1月～7月	
建設業における死傷者数	410	402	-2.0%
うち、墜落・転落災害	143	137	-4.2%

[表2]

	平成25年	平成26年	増減比
	1月～8月	1月～8月	
建設業における死傷者数	484	474	-2.1%
うち、墜落・転落災害	175	164	-6.3%

注)「死傷者数」は、休業4日以上の死傷者数であり、データは労働者死傷病報告による

[表3]

## 建設工事業における墜落、転落による死亡災害発生状況 (平成26年1月～8月末)

月・時間	業種・事業規模	起因物・事故の型	概 要
1月 8時頃	建築工事業 1～9名	足場  墜落、転落	足場組み立て作業中に、足場の6層目において資材を滑車を用いて荷揚げしている際に、約1.1m下の地面に墜落した。
1月 10時頃	建築工事業 1～9名	建築物  墜落、転落	躯体工事がほぼ終了し、窓のクリーニング作業のため4階庇に脚立を立て窓の外側を清掃中に墜落した。
2月 11時頃	建築工事業 10～29名	開口部  墜落、転落	3階建ビルの改修工事において、内装材の撤去作業中の被災者がエレベーター設置予定箇所の開口部から1階に墜落し、搬送先の病院で事故から約3週間後に死亡した。開口部には覆いがあったが何らかの理由により外れて墜落したものである。
3月 14時頃	建築工事業 10～29名	足場  墜落、転落	足場組立作業中に部材を持って、幅25cmの足場板上を移動の際に約5.5m下に墜落した。
6月 10時頃	建築工事業 10～29名	足場  墜落、転落	足場の解体作業中に、引っ掛かっていた解体ユニットが外れたはずみでバランスを崩して22.6m下の地上に墜落した。
7月 11時頃	建築工事業 1～9名	通路  墜落、転落	8階建ビルの解体工事現場において、7階の解体作業場から外部足場のタラップを使用して地上に降りる際に、躯体と外部足場の幅約85cmの隙間から墜落した。
8月 9時頃	建築工事業 10～29名	階段、さん橋  墜落、転落	5階建てマンションの補修工事において枠組み足場組み立て中に休憩のため被災者が4層目から3層目へ、ハッチ式布板に付属しているタラップで降りている際に、約5mの高さから足場外部に墜落した。